

施 行 日 令和 5 年 4 月 1 日
最近改正日 令和 8 年 6 月 9 日

大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、子どもの保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長や夜間保育にかかる需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第 1 項及び第43条第 1 項に基づき、市長が確認した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「施設」という。）が引き続き保育を行う延長保育事業の実施及び実施にかかる支援費（以下「支援費」という。）の支給について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）事業実施者

延長保育事業を実施する大阪市内の施設（公立施設を除く）を設置する者をいう。

（2）対象児童

保育認定を受けた児童で、保護者の就労等により通常の利用時間を超えてさらに保育が必要な児童のうち、事業実施者に対し利用を申し込み、かつ、延長保育利用料を負担して実際に延長保育を利用した児童をいう。ただし、大阪市子ども・子育て支援法施行規則別表において教育・保育給付認定保護者の区分第 1 階層に該当する世帯（以下「第 1 階層」という。）に属する延長保育利用料免除対象児童及び第 2 階層に該当する世帯（以下「第 2 階層」という。）に属する延長保育利用料免除対象児童については、延長保育利用料の負担の有無にかかわらず、実際に延長保育を利用した児童をいう。

（延長時間）

第 3 条 延長時間は、開所時間のうち延長保育を利用する児童の保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、保育短時間の場合は 8 時間、保育標準時間の場合は 11 時間（いずれも、給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前 11 時頃から午後 10 時頃まで）の通常保育の利用時間の前後において、事業実施者があらかじめ設定することができる。

2 施設における延長時間は、別表 1－(1)の①又は別表 2－(1)の①のとおりとする。

3 延長時間の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を考慮して、児童の福祉が著しく阻害されることのないよう配慮しなければならない。

また、事業実施者は原則としてあらかじめ定めた延長時間の間は施設を開所しなければならない。ただし、全ての対象児童が退園した場合については、この限りでない。

(職員の配置)

第4条 延長保育を実施するに当たって必要な職員は別表1-(2)又は別表2-(2)のとおりとする。

(利用料)

第5条 事業実施者は、別表1-(3)又は別表2-(3)に規定する標準利用料を参考とし、延長時間に応じてあらかじめ設定した利用料を保護者から徴収するものとする。ただし、第1階層並びに第2階層のうちひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみを地域を除く。)から本市へ避難した対象児童について、利用料の免除を行うことができる。

なお、第2階層のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯を除くその他の世帯に属する対象児童については、利用料の一部を減免することができる。

(共同保育)

第6条 大阪市特定教育・保育施設及び地域型保育事業等における共同保育実施要綱第2条第1項に規定する共同保育により同要綱第2条第2項に規定する実施施設等において延長保育を実施する場合は、次のとおりとする。

- (1) 同要綱第2条第3項に規定する依頼施設等において通常保育を受ける子どもが実施施設等において延長保育を受ける場合の延長保育事業にかかる支援費は、実施施設等が申請し、交付を受けるものとする。
- (2) 依頼施設等において通常保育終了後に引き続き延長保育を行った場合において、依頼施設等の延長保育後引き続き実施施設等において行われる保育は、延長保育にかかる支援費の支給事業たる延長保育事業には該当しないものとする。
- (3) 延長保育料の取扱いについては「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」(令和2年4月1日適用)に定めるところによる。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」第5項の規定が適用される場合における保護者が負担する延長保育利用料の免除にかかる支援費は、依頼施設等が申請し、交付を受けるものとする。

(平均対象児童数の算出方法)

第7条 平均対象児童数の算定に当たっては、年間の各延長時間区分における各週の最も利用の多い日の児童数の合計人数を当該年度における事業実施週数でもって平均したものを平均対象児童数(年平均)とする。また、月の各延長時間区分における各週の最も利用の多い日の児童数の合計人数を当該月における事業実施週数でもって平均したものを平均対象児童数(月平均)とする。ただし、すべての延長時間区分において同じ週数で平均を求めるものとする。

2 平均対象児童数を算定するに当たっては、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始を除くものとする。

3 平均の算定には、小数点以下第一位を四捨五入して整数とする。

(支給認定申請)

第8条 支援費の支給認定を申請する者は、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定申請書(様式第1号)を、本市が指定する期日までに提出しなければならない。ただし、年度途中に開所する又は年度途中より支給要件を満たした施設において、支援費の支給認定を受けようとする事業実施者は、支給認定開始月の末日までに提出することとする。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 延長時間を含む開所時間が明記されたパンフレット、ホームページを印刷したもの等

(2) 延長保育の利用料(設定金額)が明記された資料

(支給認定決定)

第9条 市長は、支援費の支給認定の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容等が適正であるかどうか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給認定決定をしたときは、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定決定通知書(様式第2号)により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、支援費を支給することが不相当であると認めたときは、理由を付して、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費不支給認定決定通知書(様式第3号)により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、支援費の支給認定申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請にかかる支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定は、支給認定申請に添付すべき書類が全て到達している場合にのみ適用し、支給認定申請に添付すべき書類が到達していない場合については、全ての書類が到達してから60日以内に支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

(支給認定申請の取下げ)

第10条 支援費の支給認定の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(支給時期等)

第11条 市長は、支援費の支給について支援費の額が確定する前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 市長は、支援費の支給認定決定を受けた者(以下「認定事業者」という。)から概算払による支援費の支給の請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

- 3 市長は、前2項のほか、当該年度終了後、施設より不足額の請求があった場合においては、第15条の規定による支援費の額の確定を経た後に、認定事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、支援費の支給認定決定をした場合において、その後の事情変更により特別の変更が生じたときは、支援費の支給認定決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費の事情変更による支給認定決定取消・変更通知書(様式第5号)により認定事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の決定の取消し又は変更により特別に必要なとなった契約の解除等による賠償金について、支援費を支給することができる。

- 4 第8条ないし前条の規定は、前項の規定による支援費の支給について準用する。

- 5 認定事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の支援費の額が既に支給を受けた支援費の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支給を受けた支援費の額から取消し又は変更後の支援費の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

- 6 認定事業者が前項の規定により戻入する支援費の額は、第3項の規定による支援費の支給がある場合には、当該支援費の額と相殺することができる。

(支援費の支給要件)

第13条 次の各号を全て満たす事業実施者について、別表1-(4)又は別表2-(4)に基づき算出した支援費を支給する。

(1) 開所時間をパンフレット、ホームページなどにより、周知していること。

(2) 対象児童に対し、必要に応じ、間食又は給食等を提供すること。

(3) 延長保育の実施に当たって第4条に定める必要な職員を配置していること。

(4) 特定教育・保育施設においては、平均対象児童数(年平均)1名以上の利用実績があること。特定地域型保育事業所においては、平均対象児童数(年平均)によらず、延長時間区分が30分延長となる利用実績が1名以上いること。

(5) 年間の利用状況について、平均対象児童数等実績表(様式第9号)を作成すること。

(6) 毎月の利用状況について、延長保育事業月別報告書(様式第6-1号、6-2号)及び利用料減免加算対象者内訳書(様式第7-1号)を作成し、翌月10日(当日が休日の場合はその翌開庁日、支給認定期間の最終月分は翌月5日)までに、本市が指定する方法で提出すること。

(7) 延長保育利用状況一覧表(様式第8号)を作成し、本市が指定する月(指定する月に延長保育の利用がない場合は直近で利用があった月)の当該様式及び根拠資料(各実施施設で保管している児童の登園・退園時刻記録簿等)を本市が指定する期日までに本市が指定する方法で提出すること。

(8) 延長保育利用児童について、延長保育利用登録及び利用状況一覧（様式第17号）を作成し、申込内容を記録するとともに、徴収金の管理を適切に行うこと。

2 年度途中において、天災等一部の特殊な事情を除き、著しく支給要件を欠くと認められる場合は、支援費の停止、減額及び返還の対象とする。

（支給認定決定にかかる実績報告）

第14条 認定事業者は、支給認定期間を完了した日から10日以内に大阪市延長保育事業実施にかかる支援費実績報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費実績報告内訳書兼精算書（様式第11号）

(2) 平均対象児童数等実績表（様式第9号）

(3) 月別報告書（様式第6-1号、6-2号）

(4) 利用料減免加算対象額実績報告書（様式第7-2号）

（支援費の額の確定等）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、支給すべき支援費の額を確定し、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費額確定通知書（様式第12号）により認定事業者に通知するものとする。

（支援費の精算）

第16条 市長は、第14条の規定により報告された実績報告書類の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には認定事業者あて通知しなければならない。

2 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、市長が交付する納付書により剰余金を戻入し、又は速やかに不足額を請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による不足額にかかる請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

（支給認定決定の取消し）

第17条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援費の支給認定決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、支援費の支給認定決定等を受けた場合

(2) 支援費の支給認定決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

(3) 支援費を他の用途へ使用した場合

(4) 第21条第2項第1号ないし第5号に規定する書類、帳簿等が保管されていないため、支援費の実績確認ができない場合

- (5) 支給認定決定の取消しを市長に申し出た場合
- (6) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、支援費について支給すべき額の確定があった後においても適用できるものとする。

3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して認定事業者に大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（支援費の返還）

第18条 市長は、前条第1項の規定により支援費の支給認定決定等を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに支援費が支給されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給返還決定通知書（様式第14号）により認定事業者に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、認定事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市あて納付しなければならない。

（支援費の額の更正等）

第19条 第14条に定める実績報告に誤りがあり、支援費に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第15条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、その旨認定事業者に大阪市延長保育事業実施にかかる支援費額更正通知書兼返還決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

また、認定事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第17条の取消事由にあたる場合を除く。）

2 前項の規定により返還を求められた認定事業者は本市が定める期日までに納付しなかったときは、税外歳入にかかる延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額の取扱い）

第20条 支給認定期間経過後に、消費税及び地方消費税の申告により支援費にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、認定事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第21条 認定事業者は、支援費にかかる活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第15条の通知を受けた日の属する年度の3月31日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 第14条第2項各号に掲げる関係書類
- (2) 職員（業務委託等により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書、資格証、職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）
- (3) 延長保育利用申込書
- (4) 延長保育利用児童の実績把握に必要な登園及び退園時間が記録された書類
- (5) その他児童名簿等、支援費にかかる活動実績等が明確にされている書類

(利用状況調査)

第22条 市長は、当該施設の延長保育の利用実績等について延長保育実施状況調査票（様式第16号）、その他必要な書類の提出を求めることができる。

(適正支給の確認)

第23条 市長は、支援費の適正な執行を期するため必要があると認めたときは、期日や提出方法を指定して、延長保育利用登録及び利用状況一覧（様式第17号）、その他必要な書類の提出を求め、随時確認することができる。

(立入検査等)

第24条 市長は、支援費の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、認定事業者に対して報告を求め、又は認定事業者の承諾を得た上で職員に当該認定事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。
大阪市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱（昭和63年4月1日制定）
大阪市特定地域型保育事業所運営補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）

附則

- 1 この要綱は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行にともない廃止した要綱による令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和7年6月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和8年6月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(別表 1) 特定教育・保育施設

(1) 延長時間、延長保育事業の区分及び対象児童（支給要綱第 3 条）

① 事業実施者の延長時間は次のとおりとする。

認定区分	延長時間
標準時間認定	11 時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前 11 時頃から午後 10 時頃まで
短時間認定	8 時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前 11 時頃から午後 10 時頃まで

② また、事業における延長保育時間の考え方及び対象児童は次のとおりとする。

延長時間区分	延長時間	対象児童（認定区分）	
		標準時間	短時間
30 分延長	15 分以上 30 分まで	○	—
1 時間延長	30 分を超え、1 時間 30 分まで	○	○
2 時間延長	1 時間 30 分を超え、2 時間 30 分まで	○	○
3 時間延長 (※)	2 時間 30 分を超え、3 時間 30 分まで	○	○
4 時間延長	3 時間 30 分を超え、4 時間 30 分まで	○	—
5 時間延長	4 時間 30 分を超え、5 時間 30 分まで	○	
6 時間延長	5 時間 30 分を超え、6 時間 30 分まで	○	
7 時間延長	6 時間 30 分を超え、7 時間 30 分まで	○	
8 時間延長	7 時間 30 分を超え、8 時間 30 分まで	○	
9 時間延長	8 時間 30 分を超える時間	○	

(※) 短時間認定の 3 時間延長については、2 時間 30 分を超える延長時間とする。

(2) 職員の配置（支給要綱第 4 条）

基準配置及び各施設対象における必要職員数等は次のとおりとする。

対象児童の年齢区分	必要職員数(※)
乳児	概ね 3 人につき 1 名以上
満 1 歳以上満 3 歳未満	概ね 6 人につき 1 名以上
満 3 歳以上満 4 歳未満	概ね 15 人につき 1 名以上
満 4 歳以上	概ね 25 人につき 1 名以上

(※) 必要職員数

基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士等の配置の状況に鑑み、延長保育の実施に支障を及ぼすおそれがあるときは、経過措置として当分の間、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 名以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 名以上として差支えないこととする。

また、実施場所1につき保育士の数は2名を下回ることはいない。

ただし、保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名を保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができることとする。必要に応じて適宜、事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。

なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育士1人としてすることができる。

また、4時間以上の延長保育を行う施設においては、うち1名を常勤職員とすること。

(3) 利用料（支給要綱第5条）

実施施設の標準利用料（参考）

延長時間区分	月額（通常）	月額（一部減免後）	日額
1時間延長以下	2,900円	1,000円	300円
2時間延長	5,900円	2,000円	600円
3時間延長	6,800円	2,300円	700円
4時間延長	10,900円	3,600円	
5時間延長	12,300円	4,100円	
6時間延長	13,600円	4,500円	
7時間延長	14,500円	4,800円	
8時間延長	15,400円	5,100円	
9時間延長	16,300円	5,400円	

(4) 支援費（支給要綱第13条）

支援費は次の①、②、③及び④により算出した金額の合計額とする。

① 標準時間認定の場合

延長時間区分及び平均対象児童数により区分される次表の基本分及び加算分に、延長保育の実施状況に応じて調整する土曜日未実施減額及び夜間延長促進加算を加えた額とする。ただし、年度途中から事業を開始する施設にあつては、月割りにより算出する。

なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出し、千円未満の端数は切捨てとする。

また、平均対象児童数の算定における「合計人数」は、各延長時間区分より長い時間区分の合計を合算した人数とし、事業実施週数でもって平均する。利用児童数を合算して算出し、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

アー 1 基本分（1施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）	
	1～2人	3人以上
30分延長	600,000円	600,000円
1時間延長	845,000円	1,760,000円
2時間延長	845,000円	2,530,000円
3時間延長	845,000円	2,761,000円
4時間延長	845,000円	5,565,000円
5時間延長	845,000円	5,804,000円
6時間延長	845,000円	6,835,000円
7時間延長	845,000円	7,134,000円
8時間延長	845,000円	7,433,000円
9時間延長	845,000円	7,732,000円

※ ただし、夜10時以降に延長保育を行っている場合は、アー2により算出する。

アー 2 基本分（1施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）	
	1～2人	3人以上
30分延長	600,000円	600,000円
1時間延長	845,000円	1,988,000円
2時間延長	845,000円	2,758,000円
3時間延長	845,000円	2,989,000円
4時間延長	845,000円	5,679,000円
5時間延長	845,000円	5,918,000円
6時間延長	845,000円	6,835,000円
7時間延長	845,000円	7,134,000円
8時間延長	845,000円	7,433,000円
9時間延長	845,000円	7,732,000円

※ 11時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分に算出した合計額とする。

※ 基本分の平均対象児童数の算定にあたっては、以下の順で行う。

30分延長には、1時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

1時間延長には、2時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2時間延長には、3時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

3時間延長には、4時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

4時間延長には、5時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

5時間延長には、6時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

6時間延長には、7時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

7時間延長には、8時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

8時間延長には、9時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

※ 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も支給額が高くなる区分を適用する。

イ 加算分（1施設あたり月額）

延長時間区分	平均対象児童数（月平均）				
	6～9人	10～19人	20～29人	30～39人	以上10人毎
1時間延長	88,000円	99,000円	127,000円	155,000円	28,000円
2時間延長	99,000円	121,000円	176,000円	231,000円	55,000円
3時間延長	111,000円	152,000円	255,000円	358,000円	103,000円
4時間延長	82,000円	129,000円	247,000円	365,000円	118,000円
5時間延長	117,000円	209,000円	441,000円	673,000円	232,000円
6時間延長	131,000円	247,000円	537,000円	827,000円	290,000円
7時間延長	145,000円	286,000円	638,000円	990,000円	352,000円
8時間延長	159,000円	325,000円	739,000円	1,153,000円	414,000円
9時間延長	173,800円	364,000円	840,000円	1,316,000円	476,000円

※ 11時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。

※ 30分延長及び1時間延長で平均対象児童数が6人未満の場合は適用しない。

※ 1時間延長で平均対象児童数が6人以上の場合は、平均対象児童数の区分に応じた金額とする。

※ 2時間延長以上の場合、年間の平均対象児童数が6人以上いる最も長い延長時間及びその時間まで利用している児童の平均対象児童数の区分に応じた金額（A）とする。

さらに、施設が設定した延長時間が9時間延長であって、次表に該当する利用児童がいる場合は、その延長時間及び平均対象児童数により区分される金額を加算する。

9時間の延長保育の対象にはならないが、
ア. 8時間延長の対象となる利用児童（Aにより算定された児童を除く） イ. 7時間延長の対象となる利用児童（A又はアにより算定された児童を除く） ウ. 6時間延長の対象となる利用児童（A又はアからイにより算定された児童を除く） エ. 5時間延長の対象となる利用児童（A又はアからウにより算定された児童を除く） オ. 4時間延長の対象となる利用児童（A又はアからエにより算定された児童を除く） カ. 3時間延長の対象となる利用児童（A又はアからオにより算定された児童を除く） キ. 2時間延長の対象となる利用児童（A又はアからカにより算定された児童を除く） ク. 1時間延長の対象となる利用児童（A又はアからキにより算定された児童を除く）

また、施設が設定した延長時間が8時間延長、7時間延長、6時間延長、5時間延長、4時間延長、3時間延長、及び2時間の延長の場合について、その延長時間に満たない各々の時間区分についても同様に加算する。ただし、平均対象児童数が1人以上いる最も長い延長時間、及び30分延長を除くすべての延長時間区分の平均対象児童数の合計数により区分される金額を本加算の上限額とする。

ウ 土曜日未実施減額（１施設あたり年額）

項 目	適用要件	算定基準額
土曜日 未実施 減 額	A 基本分の算定基準額が 845,000 円の区分の適用となる施設の うち、土曜日に延長保育を実施しない場合	▲144,000 円
	B 上記に該当しない施設のうち、土曜日に延長保育を実施しな い場合 (ただし、基本分の算定基準額が 600,000 円又は 0 円の区分 の適用となる施設を除く)	▲524,000 円

※ 土曜日の開所時間を 11 時間以下に設定し、公表している施設に適用する。

※ 11 時間の保育標準時間の前後それぞれで延長保育を実施している場合は、基本分の算定基準額が高い方（同額である場合はどちらか一方）の時間帯に対して適用する。

※ 加算分の年額に対する調整とし、加算分との合計が 0 円になる額を上限とする。

エ 夜間延長促進加算（１施設あたり年額）

項 目	適用要件	算定基準額
夜間延長促進加算	2 時間以上延長かつ 20 時以降まで開所する場合	300,000 円

※ 開所時間を 20 時以降までの時間に設定し、かつ 11 時間の保育標準時間の前後 2 時間以上の延長保育を実施することを公表している施設に適用する。

② 短時間認定の場合

平均対象児童数が 1 人以上いる延長時間により区分される次表の延長保育単価に、短時間認定在籍児童数をかけて得られた額とする。なお、短時間認定在籍児童数とは、毎月初日に在籍する短時間認定児童の数を年間平均した数（小数点以下第一位を四捨五入）とする。また、各施設が設定した 8 時間の短時間認定児の処遇を行う時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。ただし、各施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後の延長時間が 1 時間 30 分ずつとなる場合で、かつ前後それぞれの平均対象児童数が 1 人以上いる場合は、前後を合算し 1 事業として 3 時間延長の区分を適用するものとする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあつては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、十円未満の端数切捨て（下表の児童 1 人あたり月額により算出）とする。

延長時間区分	短時間認定在籍児童 1 人あたり	
	年 額	月 額
1 時間延長	21,200 円	1,700 円
2 時間延長	42,400 円	3,500 円
3 時間延長	63,600 円	5,300 円

※ 短時間認定の平均対象児童数の算定にあたっては、前後それぞれの延長時間区分別に、以下の順で行う。

1 時間延長には、2 時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2 時間延長には、3 時間延長に区分される利用児童も合算する。

- その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。
- ※ 複数の延長時間区分に該当する場合は、平均対象児童数が 1 人以上いる最も長い延長時間区分を適用する。
- ※ 短時間認定の 3 時間延長については、2 時間 30 分を超えた延長時間とする。

③ 利用料減免にかかる加算分

実施施設は、生活保護世帯及び保育認定里親世帯（以下「第 1 階層」という。）及び市町村民税が非課税世帯（以下「第 2 階層」という。）のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童並びに災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、延長保育利用料の免除を行うことができる。

この場合、該当する児童 1 人につき、（3）に定める標準利用料を限度として実際に免除した年間合計額を加算する。

また、第 2 階層のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯（以下「第②階層」という。）については、延長保育利用料の一部を減免することができる。

この場合、該当する児童 1 人につき、（3）に定める標準利用料又は事業実施者で設定している利用料のうちいずれか低い方と実徴収額との差額を加算する。

なお、加算金額については、（3）に定める標準利用料と第②階層の標準利用料との差額を限度とし、実施施設における延長保育料の設定を日額等により設定している場合においても、減免による加算限度額（月額）は下表の金額とする。

延長時間区分	減免による加算限度額（月額）	
	第 1 階層・第 2 階層	第②階層
1 時間延長以下	2,900 円	1,900 円
2 時間延長	5,900 円	3,900 円
3 時間延長	6,800 円	4,500 円
4 時間延長	10,900 円	7,300 円
5 時間延長	12,300 円	8,200 円
6 時間延長	13,600 円	9,100 円
7 時間延長	14,500 円	9,700 円
8 時間延長	15,400 円	10,300 円
9 時間延長	16,300 円	10,900 円

- ※ ただし、夜 10 時以降に延長保育を行っている場合で、月額の延長保育料を保育必要時間の前後それぞれで設定し徴収する場合において、該当する児童 1 人につき、前後の利用がある場合は、減免による加算限度額（月額）を前後それぞれで算出しこれを合算する。

- ※ 災害救助法適用地域から本市へ避難した者であることの確認

事業実施者が利用の申込みを受け付ける際に、被災地自治体が発行する罹災証明又は運転免許証、健康保険証等、住所・本人確認ができる資料により確認し、その写しを延長保育利用登録及び利用状況一覧（様式第 17 号）に添付すること。

なお、罹災証明その他の資料がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴収をもってこれに代えることができる。

④ 障がい児受け入れにかかる加算分

延長時間内に障がい児（軽度障がい児を含む）を受け入れている場合であって、延長時間内の年間の平均対象障がい児数（以下「平均対象障がい児数」という。）が1人以上いる施設に適用する。

なお、当該障がい児を受け入れている時間においては、（２）職員の配置に規定する必要職員数のほかに、当該障がい児に係る保育士等を配置すること。

障がい児受け入れにかかる加算額（年額）は下表の金額とする。ただし、年度途中から事業を開始する施設にあっては、月割りにより算出する。

なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出し、千円未満の端数は切捨てとする。

延長時間区分	年 額
30 分延長	150,000 円
1 時間延長	300,000 円
2 ～ 3 時間延長	750,000 円
4 ～ 5 時間延長	1,350,000 円
6 時間以上延長	1,950,000 円

※ 障がい児（軽度障がい児を含む）とは、本市が認める障がい児とし、障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障がいの事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

※ 平均対象障がい児数の算定にあたっては、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第7条に記載の月平均を適用し、平均の算定は小数点以下第一位を四捨五入して整数とする。

※ 短時間認定の障がい児について、11 時間を超えた延長保育を実施する場合、標準時間認定の障がい児と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象障がい児数については、標準時間認定の障がい児と合算して算定する。

(別表 2) 特定地域型保育事業所

(1) 延長時間、延長保育事業の区分及び対象児童（支給要綱第3条）

① 事業実施者の延長時間は次のとおりとする。

認定区分	延長時間
標準時間認定	11 時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前 11 時頃から午後 10 時頃まで
短時間認定	8時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前 11 時頃から午後 10 時頃まで

② また、事業における延長保育時間の考え方及び対象児童は次のとおりとする。

延長時間区分	延長時間	対象児童(認定区分)	
		標準時間	短時間
30 分延長	15 分以上 30 分まで	○	—
1 時間延長	30 分を超え、1 時間 30 分まで	○	○
2 時間延長	1 時間 30 分を超え、2 時間 30 分まで	○	○
3 時間延長	2 時間 30 分を超える時間	○	○

③ 事業の対象児童は、次のとおりとする。

標準時間認定及び短時間認定ともに、平均対象児童数が 1 人以上であること。

(2) 職員の配置（支給要綱第4条）

基準配置及び各対象施設における必要職員数等は次のとおりとする。

必要に応じて適宜、事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。

また、4 時間以上の延長保育を行う地域型においては、うち 1 名を常勤職員とすること。

対象児童の年齢区分	必要職員数(※)	対象施設
乳児	概ね 3 人につき 1 名以上	①事業所内保育事業(定員 20 人以上) ②小規模保育事業(A型) 及び 事業所内保育事業(A型) ③小規模保育事業(B型) 及び 事業所内保育事業(B型) ④小規模保育事業(C型) ⑤家庭的保育事業
満 1 歳以上満 3 歳未満	概ね 6 人につき 1 名以上	
満 3 歳以上満 4 歳未満	概ね 15 人につき 1 名以上	
満 4 歳以上	概ね 25 人につき 1 名以上	

(※) 必要職員数

基準配置により職員を配置すること。ただし、保育士等の配置の状況に鑑み、延長保育の実施に支障を及ぼすおそれがあるときは、経過措置として当分の間、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1名以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1名以上として差し支えないこととする。

①事業所内保育事業 (定員20人以上)	・保育士を、基準配置により配置すること。 ・保育士の数は2名を下回ることができないが、保育士1名で配置の要件を満たし、合わせて保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名は保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市長が保育士と同等の知識及び経験を有する認める者とすることができる。 ・なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。
②小規模保育事業（A型） 事業所内保育事業 (A型：定員19人以下)	・保育士を、基準配置により配置すること。 ・保育士の数は2名を下回ることができないが、保育士1名で配置の要件を満たし、合わせて保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名は市長が保育士と同等の知識及び経験を有する者と認める者とすることができる。
③小規模保育事業（B型） 事業所内保育事業 (B型：定員19人以下)	・保育士その他保育従事者（市町村長が行う研修、又は市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者）を、基準配置により配置すること。 ただし、そのうち保育士を1/2以上とすること。 なお、保育士その他の保育従事者の数は2名を下ることはできない。
④小規模保育事業（C型）	・「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める、小規模保育事業C型の保育従事者の基準配置のとおり、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。
⑤家庭的保育事業	・家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。

(3) 利用料（支給要綱第5条）

実施施設の標準利用料（参考）

延長時間区分	月額（通常）	月額（一部減免後）	日額
1時間延長以下	2,900円	1,000円	300円
2時間延長	5,900円	2,000円	600円
3時間延長	6,800円	2,300円	700円

(4) 支援費（支給要綱第 13 条）

支援費は次の①、②、③及び④により算出した金額の合計額とする。

① 標準時間認定の場合

「ア 基本分」に「イ 土曜日未実施減額」を加えた額とする。ただし、年度途中から事業を開始する事業者にあつては、月割りにより算出する。

なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出し、月割りについては、千円未満の端数切捨てとする。

ア 基本分（1 施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均：1 人以上）			
	小規模 A 型 小規模 B 型 小規模 C 型	事業所内 A 型 事業所内 B 型 (利用定員 19 人以下)	事業所内保育事業 (利用定員 20 人以上)	家庭的 保育事業
30 分延長	600,000 円	552,000 円	552,000 円	314,000 円
1 時間延長	1,422,000 円	1,308,000 円	1,619,000 円	627,000 円
2 時間延長	1,591,000 円	1,463,000 円	2,079,000 円	874,000 円
3 時間延長	1,760,000 円	1,619,000 円	2,540,000 円	1,122,000 円

※ 11 時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間について、平均対象児童数が 1 人以上いる延長時間区分に掲げる額の合計した額とする。

※ 基本分の平均対象児童数の算定方法は次のとおりとし、複数の延長時間区分の平均対象児童数が 1 人以上となる場合は、最も支給額が高くなる区分を適用する。

30 分延長には、1 時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

1 時間延長には、2 時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2 時間延長には、3 時間以上延長に区分される利用児童も合算する。

※ いずれの延長時間区分の平均対象児童数も 1 人に満たない場合は、30 分延長の区分に掲げる額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

イ 土曜日未実施減額（1 事業者あたり年額）

土曜日未実施減額については、土曜日の開所時間を 11 時間以下に設定し、公表している施設に適用する。

種類	適用要件	算定基準額
小規模保育事業 A 型	土曜日に延長保育を実施しない場合 ※ ただし、基本分の算定基準額が 600,000 円 又は 0 円の区分の適用となる施設を除く	▲144,000 円
小規模保育事業 B 型		▲130,000 円
小規模保育事業 C 型		▲128,000 円

種類	適用要件	算定基準額
事業所内保育事業A型 (利用定員 19 人以下)	土曜日に延長保育を実施しない場合 ※ ただし、基本分の算定基準額が 552,000 円 又は 0 円区分の適用となる施設を除く	▲132,000 円
事業所内保育事業B型 (利用定員 19 人以下)		▲119,000 円
事業所内保育事業 (利用定員 20 人以上)		▲132,000 円
家庭的保育事業	土曜日に延長保育を実施しない場合 ※ ただし、基本分の算定基準額が 314,000 円 又は 0 円の区分の適用となる施設を除く	▲56,000 円

② 短時間認定の場合

平均対象児童数が 1 人以上いる延長時間により区分される次表の延長保育単価に、短時間認定在籍児童数をかけて得られた額とする。なお、短時間認定在籍児童数とは、毎月初日に在籍する短時間認定児童の数を年間平均した数（小数点以下第一位を四捨五入）とする。

また、各施設が設定した 8 時間の短時間認定児の処遇を行う時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。ただし、各施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後の延長時間が 1 時間 30 分ずつとなる場合で、かつ前後それぞれの平均対象児童数が 1 人以上いる場合は、前後を合算し 1 事業として 3 時間延長の区分を適用するものとする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあつては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、十円未満の端数切捨て（下表の児童 1 人あたり月額により算出）とする。

※ 短時間認定の平均対象児童数の算出にあたっては、前後それぞれの延長時間区分別に、以下の順で行う。

1 時間延長には、2 時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2 時間延長には、3 時間以上延長に区分される利用児童も合算する。

その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

※ 複数の延長時間区分に該当する場合は、平均対象児童数が 1 人以上いる最も長い延長時間区分を適用する。

小規模保育事業（短時間認定在籍児童 1 人あたり）

延長時間区分	A型・B型		C型	
	年 額	月 額	年 額	月 額
1 時間延長	14,000 円	1,100 円	17,700 円	1,400 円
2 時間延長	28,000 円	2,300 円	35,400 円	2,900 円
3 時間延長	42,000 円	3,500 円	53,100 円	4,400 円

事業所内保育事業（短時間認定在籍児童 1 人あたり）

延長時間区分	A 型・B 型（19 人以下）		20 人以上	
	年 額	月 額	年 額	月 額
1 時間延長	12,900 円	1,000 円	21,200 円	1,700 円
2 時間延長	25,800 円	2,100 円	42,400 円	3,500 円
3 時間延長	38,700 円	3,200 円	63,600 円	5,300 円

家庭的保育事業（短時間認定在籍児童 1 人あたり）

延長時間区分	年 額	月 額
1 時間延長	88,600 円	7,300 円
2 時間延長	177,200 円	14,700 円
3 時間延長	265,800 円	22,100 円

③ 利用料減免にかかる加算分

実施施設は、生活保護世帯及び保育認定里親世帯（以下「第 1 階層」という。）及び市町村民税が非課税世帯（以下「第 2 階層」という。）のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童並びに災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のための地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、延長保育利用料の免除を行うことができる。

この場合、該当する児童 1 人につき、（3）に定める標準利用料を限度として実際に免除した年間合計額を加算する。

また、第 2 階層のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯（以下「第②階層」という。）については、延長保育利用料の一部を減免することができる。

この場合、該当する児童 1 人につき、（3）に定める標準利用料又は実施事業者で設定している利用料のうちいずれか低い方と実徴収額との差額を加算する。

なお、加算金額については、（3）に定める標準利用料と第②階層の標準利用料との差額を限度とし、延長保育料の設定を「日額」等で設定している場合においても、減免による加算限度額（月額）は下表の金額とする。

延長時間区分	減免による加算限度額（月額）	
	第 1 階層・第 2 階層	第②階層
1 時間延長以下	2,900 円	1,900 円
2 時間延長	5,900 円	3,900 円
3 時間延長	6,800 円	4,500 円

※ ただし、夜 10 時以降に延長保育を行っている場合で、月額の延長保育料を保育必要時間の前後それぞれで設定し徴収する場合において、該当する児童 1 人につき、前後の利用がある場合は、減免による加算限度額（月額）を前後それぞれで算出しこれを合算する。

※ 災害救助法適用地域から本市へ避難した者であることの確認

事業実施者が利用の申し込みを受け付ける際に、被災地自治体が発行する罹災証明又は運転免許、健康保険証等、住所・本人確認ができる資料により確認し、その写しを延長保育利用登録及び利用状況一覧（様式第 17 号）に添付すること。

なお、罹災証明その他の資料がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。

④ 障がい児受け入れにかかる加算分

延長時間内に障がい児（軽度障がい児を含む）を受け入れている場合であって、延長時間内の年間の平均対象障がい児数（以下「平均対象障がい児数」という。）が 1 人以上いる施設に適用する。

なお、当該障がい児を受け入れている時間においては、（2）職員の配置に規定する必要職員数のほかに、当該障がい児に係る保育士等を配置すること。

障がい児受け入れにかかる加算額（年額）は下表の金額とする。ただし、年度途中から事業を開始する施設にあつては、月割りにより算出する。

なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出し、千円未満の端数は切捨てとする。

延長時間区分	年 額
30 分延長	150,000 円
1 時間延長	300,000 円
2 ～ 3 時間延長	750,000 円
4 ～ 5 時間延長	1,350,000 円
6 時間以上延長	1,950,000 円

※ 障がい児（軽度障がい児を含む）とは、本市が認める障がい児とし、障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障がいの事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

※ 平均対象障がい児数の算定にあたっては、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第 7 条に記載の月平均を適用し、平均の算定には小数点以下第一位を四捨五入して整数とする。

※ 短時間認定の障がい児について、11 時間を超えた延長保育を実施する場合、標準時間認定の障がい児と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象障がい児数については、標準時間認定の障がい児と合算して算出する。

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団体名称
代表者職
氏 名

年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定申請書

延長保育事業にかかる支援費について支給認定を受けたいので、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第8条第1項の規定のとおり申請します。

1 対象施設

施設所在地
施 設 名

2 開所時間等

		時 間 (開始時間 ~ 終了時間)
最 大 開 所 時 間		~
保育短時間 (8 時間)		~
保育標準時間 (11 時間)		~
保育短時間認定の 延長保育時間	前	~
	後	~
保育標準時間認定の 延長保育時間	前	~
	後	~
土 曜 日 開 所 時 間		~

3 周知方法について

☐ パンフレット ☐ ホームページ ☐ 重要事項説明書
☐ その他 ()

4 支給時期

年 月 日 ~ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 延長時間を含む開所時間が明記されたパンフレット、ホームページ等を印刷したもの等
- (2) 延長保育の利用料 (設定金額) の明記された資料

6 その他

- ・ 本事業を実施するにあたっては、必要な職員を配置すること

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市延長保育事業実施にかかる支援費については、次のとおり決定することとしたので、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 支給認定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 支援費の支給条件

- (1) 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第13条に規定する支給要件を満たしていること。
- (2) 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第23条に規定する確認を行う場合には、これに協力し期日までに関係書類の提出を行うこと。
- (3) 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第24条に規定する立入検査等を行う場合は、これに協力すること。
- (4) 支援費の支給に際して入手した個人情報、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第5号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すること。
- (5) その他、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱の規定を遵守すること。

4 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

[様式第3号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費不支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市延長保育事業実施にかかる支援費については、次の理由により支給しないこととしたので、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 支給しない理由

〔様式第 4 号〕

年 月 日

（あて先）大 阪 市 長

住 所
団体名称
代表者職
氏 名

年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定申請取下書

年 月 日付け大こ青第 号にて通知のあった大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定決定について、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第 10 条第 1 項の規定により申請を取り下げます。

1 対象施設

施設所在地
施 設 名

2 支援費支給認定決定通知書を受け取った日

年 月 日

3 取下げの理由

[様式第 5 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費の
事情変更による支給認定決定取消・変更通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支援費の支給認定決定した内容について、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

年度 延長保育事業 月別報告書（標準時間認定【前・後】）

施設種別：

施設名：

延長保育対象時間： ： ～ ：

単位：人（平均対象児童数/月）

[illegible]

利用料減免加算対象者内訳書（令和8年度 月分）

施設種別：

施設名称：

No.	児童氏名	認定 区分	減免 区分	延長 時間 区分	(保護者から) 本来徴収 すべき金額	(実際に) 保護者から 徴収する金額	施設未収額	減免による 加算限度額	利用料減免 上限額
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

・減免区分とは、要綱別表1(4)③及び別表2(4)③に記載の区分(階層)をいう。

・利用料減免は、標準時間認定及び短時間認定児童であり、支援費の対象となる延長保育時間の利用がある場合に適用する。

年度 利用料減免加算対象額実績報告書

施設種別：

施設名称：

<利用料減免対象階層別>

減免対象階層 延長時間区分	第1階層		第2階層		第②階層		加算額計	
	延べ人数	加算額	延べ人数	加算額	延べ人数	加算額	延べ人数	加算額
1時間延長以下								
1時間延長								
2時間延長								
3時間延長								
4時間延長								
5時間延長								
6時間延長								
7時間延長								
8時間延長								
9時間延長以上								
小 計								

<利用月別>

	延べ人数	加算額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

延長保育利用状況一覧表（ 年 月分 【前・後】 ）

施設名：

[illegible]

※ 延長保育実施時間帯には、支給要綱に定める対象児童の年齢区分等に応じた基準配置により職員（保育士有資格者等）を配置（2名以上）し、「延長時間帯配置保育士数」欄に記載し報告すること。

※ 延長保育実施時間帯において、障がい児（軽度障がい児）を受け入れている場合は、支給要綱に定める対象児童の年齢区分等に応じた基準配置により職員（保育士有資格者等）の配置に加えて配置し、「障がい児受け入れ時の加配保育士数」欄に記載し報告すること。

〔様式第9号〕

年度 平均対象児童数等実績表【延長保育時間区分（前・後）】

施設名：

[illegible]

○毎月初日の短時間認定児童在籍数

[illegible]

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
代 表 者 職
氏 名

令和 年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費実績報告書兼精算書

令和 年 月 日 付け大こ青第 1234-567 号にて支援費の支給認定決定を受けた内容について、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第14条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 対象施設

施設所在地
施設名

2 開所時間等

		時 間 (開始時間 ~ 終了時間)
最 大 開 所 時 間		~
保 育 短 時 間 (8 時 間)		~
保 育 標 準 時 間 (11 時 間)		~
保 育 短 時 間 認 定 の 延 長 保 育 時 間	(前)	~
	(後)	~
保 育 標 準 時 間 認 定 の 延 長 保 育 時 間	(前)	~
	(後)	~
土 曜 日 開 所 時 間		~

3 支援費予定金額及び精算の内容

支援費予定金額	概算払済額	差引(余剰又は不足)額
円	円	円

4 精算日

令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費実績報告内訳書 (様式第11号)
- (2) 平均対象児童数等実績表 (様式第 9 号)
- (3) 月別報告書 (様式第 6 - 1 号、様式第 6 - 2 号)
- (4) 利用料減免加算対象額実績報告書 (様式第 7 - 2 号)

〔様式第11号〕

施設種別：

施設名：

大阪市延長保育事業実施にかかる支援費実績報告内訳書

1 支援費予定金額

項 目		基準額	算定基準
保育標準時間認定	基 本 分	円	様式第9号のとおり
	加 算 分	円	様式第6－1号のとおり
	土曜日未実施減額	円	
	夜間延長促進加算	円	
保 育 短 時 間 認 定		円	様式第9号のとおり
利 用 料 減 免 加 算		円	様式第7－2号のとおり
障 が い 児 受 入 加 算		円	様式第6－2号のとおり
合 計		円	

2 添付書類

- ・平均対象児童数等実績表（様式第9号）
- ・月別報告書（様式第6－1号、様式第6－2号）
- ・利用料減免加算対象額実績報告書（様式第7－2号）

〔様式第 12 号〕

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費額確定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市延長保育事業
実施にかかる支援費については、次のとおり支援費の額を確定したので、大阪市延長保育事業
実施にかかる支援費支給要綱第 15 条の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地
施 設 名

2 支援費の支給確定金額

金 円

〔様式第 13 号〕

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定決定取消通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市延長保育事業実施にかかる支援費については、次のとおり支給認定決定を取消したので、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第 17 条第 3 項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地
施 設 名

2 取消しの内容

3 取消しの理由

〔様式第 14 号〕

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号による大阪市延長保育事業実施にかかる支援費の取消しに伴い、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 対象施設

施設所在地
施 設 名

2 返還決定額

金 円

3 返還期日

年 月 日

4 返還方法

別添の納付書による

[様式第 15 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市延長保育事業実施にかかる支援費については、次のとおり支援費を更正したので、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱第 19 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 対象施設

施設所在地
施 設 名

2 更正額の内容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

3 返還決定額

金 円

4 返還期日

年 月 日

5 返還方法

別添の納付書による

延長保育実施状況調査票

施設種別

施設名

◆登録児童数 (年度 月 日現在)

(1) 標準時間認定 (前)

利用時間帯	登録児童数	年齢別内訳					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
30分延長	人	人	人	人	人	人	人
1時間延長	人	人	人	人	人	人	人
2時間延長	人	人	人	人	人	人	人
3時間延長	人	人	人	人	人	人	人
4時間延長	人	人	人	人	人	人	人
5時間延長	人	人	人	人	人	人	人
6時間延長	人	人	人	人	人	人	人
7時間延長	人	人	人	人	人	人	人
8時間延長	人	人	人	人	人	人	人
9時間延長	人	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人	人

(2) 標準時間認定 (後)

利用時間帯	登録児童数	年齢別内訳					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
30分延長	人	人	人	人	人	人	人
1時間延長	人	人	人	人	人	人	人
2時間延長	人	人	人	人	人	人	人
3時間延長	人	人	人	人	人	人	人
4時間延長	人	人	人	人	人	人	人
5時間延長	人	人	人	人	人	人	人
6時間延長	人	人	人	人	人	人	人
7時間延長	人	人	人	人	人	人	人
8時間延長	人	人	人	人	人	人	人
9時間延長	人	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人	人

(3) 短時間認定 (前)

利用時間帯	登録児童数	年齢別内訳					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1時間延長	人	人	人	人	人	人	人
2時間延長	人	人	人	人	人	人	人
3時間延長	人	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人	人

(4) 短時間認定 (後)

利用時間帯	登録児童数	年齢別内訳					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1時間延長	人	人	人	人	人	人	人
2時間延長	人	人	人	人	人	人	人
3時間延長	人	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人	人

年度 延長保育利用登録及び利用状況一覧

施設種別 :

施設名：

[illegible]